

付議案第 17 号

福岡市教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号)の一部改正により、フレックスタイム制を導入することに伴い、福岡市教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する取扱いについて必要な事項を定める必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程を次のように定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「条例」という。)第 3 条第 8 項に規定する職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等(勤務時間を割り振らない日の設定及び勤務時間の割振りをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等については、職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程（令和7年福岡市達甲第 号）の規定を準用する。この場合において、同規程中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条例第3条第3項に規定する短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員	教育委員会の任命に係る、条例第3条第3項に規定する短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員
地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員	教育委員会の任命に係る、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員
職員の勤務時間等に関する規程(平成3年福岡市達甲第4号)第3条第2項	福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成3年福岡市教育委員会規則第2号)第3条第2項
総務企画局長	教育長
午前11時から午後3時まで	午前11時から午後3時まで(福岡市立の学校に勤務する職員にあつては、午前11時から午後2時までとする。ただし、夜間その他特別な時間において授業を行う学校に勤務する職員にあつては、午前11時から午後2時まで又は午後2時から午後4時までとする。)

福岡市教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程案（概要）

1 制定の理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)の一部改正により、フレックスタイム制を導入することに伴い、福岡市教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する取扱いについて必要な事項を定める必要がある。

2 制定の内容

(1) 趣旨（第1条）

フレックスタイム制の導入に伴い、福岡市教育委員会の任命に係る職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関し必要な事項を定める。

(2) 準用規定（第2条）

市長事務部局の職員に適用される「職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等に関する規程（令和7年福岡市達甲第●号）」の規定を準用するため、教育委員会に適した内容となるよう、必要な読替規定を定める。

《フレックスタイム制概要》

区 分	内 容
対象職員	フルタイム職員（休憩時間の短縮特例適用職員を除く。）
割振りの単位	4週間を超えない範囲内で週を単位とする期間
勤務時間割振りの基準	勤務時間を割振らない日は1週間に1日まで 勤務時間は最低5時間45分以上（休日等は7時間45分） コアタイム（必ず勤務時間を割振る時間帯）は11時～15時 ※学校に勤務する職員は <u>11時～14時</u> 始業は5時以後に、終業は22時以前に設定

3 施行期日

令和7年4月1日

付議案第 18 号

福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

フレックスタイム制の導入により、早出遅出勤務に係る規定を整備するとともに、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程の一部改正

福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 5 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条第 1 項本文中「とする」を「とし、1 週間当たり 38 時間 45 分とする」に改め、同条第 2 項中「1 週間の正規の」を「1 週間当たりの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。

(1) 業務の都合による場合

(2) 職員の疲労を回復する必要がある場合

福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市教育委員会訓令第5号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 略 （勤務時間）</p> <p>第3条 教育職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、夜間その他特別な時間において授業を行う学校に勤務する教育職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時まで又は午後1時15分から午後9時45分までとする。</p> <p>2 高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる事由により、教育職員の勤務時間が前項の勤務時間により難しいと認めるときは、同項に規定する<u>1週間の正規の勤務時間</u>（以下「正規の週勤務時間」という。）の範囲内で毎日の勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>第1条・第2条 略 （勤務時間）</p> <p>第3条 教育職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時までとし、<u>1週間当たり38時間45分</u>とする。ただし、夜間その他特別な時間において授業を行う学校に勤務する教育職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時まで又は午後1時15分から午後9時45分までとする。</p> <p>2 高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校の校長（以下「校長」という。）は、次に掲げる事由により、教育職員の勤務時間が前項の勤務時間により難しいと認めるときは、同項に規定する<u>1週間当たりの勤務時間</u>（以下「正規の週勤務時間」という。）の範囲内で毎日の勤務時間の割振りを別に定めることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>第1項から第3項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。</u></p>

現 行	改 正 案
以下略	<p>(1) <u>業務の都合による場合</u></p> <p>(2) <u>職員の疲労を回復する必要がある</u> <u>場合</u></p> <p>以下略</p>

付議案第 19 号

福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の
一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

フレックスタイム制の導入により、早出遅出勤務に係る規定を整備するとともに、休憩時間及び勤務を要しない日に係る規定等について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の
一部改正

福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条の見出しを「(勤務時間)」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。

- (1) 業務の都合による場合

(2) 職員の疲労を回復する必要がある場合

第3条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第6条を第8条とする。

第5条に見出しとして「(勤務時間等の特例)」を付し、同条を第7条とする。

第4条第1項中「前条第1項、第2項及び第3項」を「第3条及び第4条」に、「勤務時間については前条第1項及び第2項に」を「勤務時間は第3条に」に改め、同条第2項中「前条第4項」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(休憩時間)

第4条 休憩時間は、勤務時間の途中において45分を与える。

(勤務を要しない日)

第5条 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。

福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市教育委員会訓令第3号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条 略 <u>（勤務時間等）</u></p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時から午後5時までの間において7時間45分とする。ただし、夜間その他特別な時間において授業を行う学校に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時から午後5時まで又は午後零時45分から午後9時45分までの間において7時間45分とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、高等学校に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。</p> <p><u>3</u> 休憩時間は、勤務時間の途中において45分を与える。</p> <p><u>4</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p><u>5</u> 第1項及び第2項に規定する勤務時間は、所属長が教育長の定める基準に従いこれを割り振る。</p>	<p>第1条・第2条 略 <u>（勤務時間）</u></p> <p>第3条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時から午後5時までの間において7時間45分とする。ただし、夜間その他特別な時間において授業を行う学校に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時から午後5時まで又は午後零時45分から午後9時45分までの間において7時間45分とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、高等学校に勤務する職員の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時から午後5時30分までの間において7時間45分とする。</p> <p><u>3</u> <u>前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 業務の都合による場合</u></p> <p><u>(2) 職員の疲労を回復する必要がある場合</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>4</u> 第1項及び第2項に規定する勤務時間は、所属長が教育長の定める基準に従いこれを割り振る。</p>

現 行	改 正 案
<p><u>6</u> 所属長は、前項の規定により職員の勤務時間を割り振る場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p><u>第4条</u> <u>前条第1項、第2項及び第3項</u>の規定にかかわらず、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)第3条第3項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間及び休憩時間については、教育長が別に定める。この場合において、<u>勤務時間については前条第1項及び第2項に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第4項</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p><u>第5条</u> この規程の定めにかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、必</p>	<p><u>5</u> 所属長は、前項の規定により職員の勤務時間を割り振る場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>(<u>休憩時間</u>)</p> <p><u>第4条</u> 休憩時間は、勤務時間の途中において45分を与える。</p> <p>(<u>勤務を要しない日</u>)</p> <p><u>第5条</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p>(短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p><u>第6条</u> <u>第3条及び第4条</u>の規定にかかわらず、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)第3条第3項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間及び休憩時間については、教育長が別に定める。この場合において、<u>勤務時間は第3条に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>第5条</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p>(<u>勤務時間等の特例</u>)</p> <p><u>第7条</u> この規程の定めにかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、必</p>

現 行	改 正 案
<p>要最小限の期間に限り、この規程に定める勤務時間等を変更し、又はこの規程に定めのない勤務時間等を定めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第6条</u> この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>要最小限の期間に限り、この規定に定める勤務時間等を変更し、又はこの規定に定めのない勤務時間等を定めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

付議案第 20 号

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の勤務時間等
に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

フレックスタイム制の導入により、早出遅出勤務に係る規定を整備するとともに、休憩時間及び勤務を要しない日に係る規定等について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の勤務時間等
に関する規程の一部改正

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成 5 年福岡市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条見出しを「(勤務時間)」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員については、教育長が別に定める。

- (1) 業務の都合による場合

(2) 職員の疲労を回復する必要がある場合

第2条第3項を削る。

第5条を第7条とする。

第4条に見出しとして「(勤務時間等の特例)」を付し、同条を第6条とする。

第3条第1項中「前条第1項及び第2項」を「第2条及び第3条」に、「勤務時間については前条第1項に」を「勤務時間は第2条に」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「第4条」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、正午から午後2時までの間に45分及びその他の勤務時間の途中において15分を与える。

(勤務を要しない日)

第4条 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。

福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成5年福岡市教育委員会訓令第6号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 <u>（勤務時間等）</u></p> <p>第2条 職員の勤務時間は、午前8時から午後4時45分までとする。</p> <p><u>2</u> 休憩時間は、正午から午後2時までの間に45分及びその他の勤務時間の途中において15分を与える。</p> <p><u>3</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p>（短時間勤務職員の勤務時間等）</p> <p><u>第3条</u> <u>前条第1項及び第2項の規定にかかわらず</u>、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）第3条第3項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時</p>	<p>第1条 略 <u>（勤務時間）</u></p> <p>第2条 職員の勤務時間は、午前8時から午後4時45分までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員については、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 業務の都合による場合</u></p> <p><u>(2) 職員の疲労を回復する必要がある場合</u></p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>（休憩時間）</u></p> <p><u>第3条</u> 休憩時間は、正午から午後2時までの間に45分及びその他の勤務時間の途中において15分を与える。</p> <p><u>（勤務を要しない日）</u></p> <p><u>第4条</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p>（短時間勤務職員の勤務時間等）</p> <p><u>第5条</u> <u>第2条及び第3条の規定にかかわらず</u>、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）第3条第3項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間及び</p>

現 行	改 正 案
<p>間及び休憩時間については、教育長が別に定める。この場合において、<u>勤務時間については前条第1項に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>前条第3項</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p><u>第4条</u> この規程の定めにかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、必要最小限の期間に限り、この規程に定める勤務時間等を変更し、又はこの規程に定めのない勤務時間等を定めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>休憩時間については、教育長が別に定める。この場合において、<u>勤務時間は第2条に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</u></p> <p>2 <u>第4条</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p><u>(勤務時間等の特例)</u></p> <p><u>第6条</u> この規程の定めにかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、必要最小限の期間に限り、この規程に定める勤務時間等を変更し、又はこの規程に定めのない勤務時間等を定めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

付議案第 21 号

福岡市立の学校に勤務する調理業務員の勤務時間等に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

フレックスタイム制の導入により、早出遅出勤務に係る規定を整備するとともに、休憩時間及び勤務を要しない日に係る規定等について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立の学校に勤務する調理業務員の勤務時間等に関する規程の一部改正

福岡市立の学校に勤務する調理業務員の勤務時間等に関する規程（平成 5 年福岡市教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条見出しを「(勤務時間)」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。
 - (1) 業務の都合による場合
 - (2) 職員の疲労を回復する必要がある場合
- 第 2 条第 3 項を削る。
- 第 5 条を第 7 条とする。

第4条に見出しとして「(勤務時間等の特例)」を付し、同条を第6条とする。

第3条第1項中「前条第1項及び第2項」を「第2条及び第3条」に、「勤務時間については前条第1項に」を「勤務時間は第2条に」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「第4条」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、勤務時間の途中において45分を与える。

(勤務を要しない日)

第4条 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。

福岡市立の学校に勤務する調理業務員の勤務時間等に関する規程（平成5年福岡市教育委員会訓令第7号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(勤務時間等)</u></p> <p>第2条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p><u>2</u> 休憩時間は、勤務時間の途中において45分を与える。</p> <p><u>3</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p style="text-align: center;">(短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p><u>第3条</u> 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）第3条第3項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間及び休憩時間については、教育長が</p>	<p>第1条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(勤務時間)</u></p> <p>第2条 職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(1) 業務の都合による場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2) 職員の疲労を回復する必要がある場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(休憩時間)</u></p> <p><u>第3条</u> 休憩時間は、勤務時間の途中において45分を与える。</p> <p style="text-align: center;"><u>(勤務を要しない日)</u></p> <p><u>第4条</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p style="text-align: center;">(短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p><u>第5条</u> <u>第2条及び第3条の規定にかかわらず、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号）第3条第3項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間及び休憩時間については、教育長が別に定</u></p>

現 行	改 正 案
<p>別に定める。この場合において、<u>勤務時間</u>については前条第1項に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 <u>前条第3項</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p><u>第4条</u> この規程の定めにかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、必要最小限の期間に限り、この規程に定める勤務時間等を変更し、又はこの規程に定めのない勤務時間等を定めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>める。この場合において、<u>勤務時間は第2条</u>に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 <u>第4条</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p><u>(勤務時間等の特例)</u></p> <p><u>第6条</u> この規程の定めにかかわらず、教育長が特に必要と認める場合は、必要最小限の期間に限り、この規程に定める勤務時間等を変更し、又はこの規程に定めのない勤務時間等を定めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

付議案第 22 号

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

フレックスタイム制の導入により、早出遅出勤務に係る規定を整備するとともに、休憩時間及び勤務を要しない日に係る規定等について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成 3 年福岡市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(勤務時間)」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。

- (1) 通勤時間帯における交通混雑に対処する場合
- (2) 業務の都合による場合
- (3) 職員の疲労を回復する必要がある場合

第 2 条第 3 項を削る。

第5条を第7条とする。

第4条中「前2条」を「第2条から前条まで」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「前条第1項及び第2項」を「第2条及び第3条」に、「勤務時間については前条第1項に」を「勤務時間は第2条第1項に」に改め、同条第2項中「前条第3項」を「第4条」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、所属長は、公務のため必要がある場合には、休憩時間を変更する。

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、教育長が別に定めるところにより、休憩時間を60分から45分に短縮することができる。

(勤務を要しない日)

第4条 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成3年福岡市教育委員会規則第2号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略</p> <p><u>（勤務時間等）</u></p> <p>第2条 勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。</p> <p><u>2</u> 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、所属長は、公務のため必要がある場合には、休憩時間を変更する。</p> <p><u>3</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p>	<p>第1条 略</p> <p><u>（勤務時間）</u></p> <p>第2条 勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>(1) 通勤時間帯における交通混雑に対処する場合</u></p> <p><u>(2) 業務の都合による場合</u></p> <p><u>(3) 職員の疲労を回復する必要がある場合</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>（休憩時間）</u></p> <p><u>第3条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、所属長は、公務のため必要がある場合には、休憩時間を変更する。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、教育長が別に定めるところにより、休憩時間を60分から45分に短縮することができる。</u></p> <p><u>（勤務を要しない日）</u></p> <p><u>第4条 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>(短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p><u>第3条</u> <u>前条第1項及び第2項</u>の規定にかかわらず、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)第3条第3項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間及び休憩時間については、教育長が別に定める。この場合において、<u>勤務時間については前条第1項</u>に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 <u>前条第3項</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p>(勤務時間等の特例)</p> <p><u>第4条</u> 勤務の特殊性その他特別の事由により<u>前2条</u>の規定により難い職員の勤務時間等については、別にこれを定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>	<p>(短時間勤務職員の勤務時間等)</p> <p><u>第5条</u> <u>第2条及び第3条</u>の規定にかかわらず、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号)第3条第3項に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)の勤務時間及び休憩時間については、教育長が別に定める。この場合において、<u>勤務時間は第2条第1項</u>に規定する勤務時間の範囲内で定めるものとする。</p> <p>2 <u>第4条</u>の規定にかかわらず、短時間勤務職員の勤務を要しない日については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において教育長が定める日とすることができる。</p> <p>(勤務時間等の特例)</p> <p><u>第6条</u> 勤務の特殊性その他特別の事由により<u>第2条から前条までの規定</u>により難い職員の勤務時間等については、別にこれを定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第7条</u> この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。</p>

付議案第 23 号

単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号) 及び職員の勤務時間等に関する規程(平成 3 年福岡市達甲第 4 号)の一部改正に伴い、フレックスタイム制及び早出遅出勤務に係る規定を整備するとともに、休憩時間に係る規定等について所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

単純な労務に雇用される職員の就業規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の就業規則(昭和 29 年福岡市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項中「に前 3 項」を「に第 5 項から第 7 項まで」に、「福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「勤務条件条例」という。)」を「勤務条件条例」に、「前 3 項」を「第 5 項から前項まで」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 5 項を第 7 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 8 職員の申告を考慮して、第 5 項及び前項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振る

ことが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、勤務条件条例の適用を受ける職員の例により、これらの規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第2条第4項中「前3項」を「前各項」に、「第3条」を「第5条」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、勤務条件条例の適用を受ける職員の例により、休憩時間を60分から45分に短縮することができる。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の就業規則（昭和 29 年福岡市教育委員会規則第 5 号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第 1 条 略 (勤務時間等)</p> <p>第 2 条 職員の勤務時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。</p> <p><u>2</u> 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、所属長は、公務のため必要がある場合には、休憩時間を変更する。</p> <p><u>3</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p><u>4</u> 前 3 項の規定にかかわらず、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成 3 年</p>	<p>第 1 条 略 (勤務時間等)</p> <p>第 2 条 職員の勤務時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分までとする。</p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「勤務条件条例」という。）の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>3</u> 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、所属長は、公務のため必要がある場合には、休憩時間を変更する。</p> <p><u>4</u> <u>前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、勤務条件条例の適用を受ける職員の例により、休憩時間を 60 分から 45 分に短縮することができる。</u></p> <p><u>5</u> 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。</p> <p><u>6</u> <u>前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成 3 年</u></p>

現 行	改 正 案
<p>福岡市教育委員会規則第2号) <u>第3条</u>の規定を準用する。</p> <p><u>5</u> 勤務の特殊性その他特別の事由により前各項の規定により難い職員の勤務時間等については、別にこれを定める。</p> <p><u>6</u> 職員に<u>前3項</u>の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、<u>福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和26年福岡市条例第55号。以下「勤務条件条例」という。)</u>の適用を受ける職員の例により、<u>前3項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて当該</p>	<p>福岡市教育委員会規則第2号) <u>第5条</u>の規定を準用する。</p> <p><u>7</u> 勤務の特殊性その他特別の事由により前各項の規定により難い職員の勤務時間等については、別にこれを定める。</p> <p><u>8</u> <u>職員の申告を考慮して、第5項及び前項の規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、これらの規定にかかわらず、勤務条件条例の適用を受ける職員の例により、これらの規定による勤務を要しない日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</u></p> <p><u>9</u> 職員に<u>第5項から第7項までの</u>規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命じる必要がある場合には、<u>勤務条件条例</u>の適用を受ける職員の例により、<u>第5項から前項までの</u>規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間の一部を当該勤務日に割り振ることをやめて当該勤務時間の一部を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができ</p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="272 293 791 439">勤務時間の一部を当該勤務することを命じる必要がある日に割り振ることができる。</p> <p data-bbox="245 510 339 544">以下略</p>	<p data-bbox="847 293 892 327">る。</p> <p data-bbox="815 510 909 544">以下略</p>

福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程等の一部改正案（概要）

1 改正の理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（以下「条例」という。）の改正（フレックスタイム制の導入）等に伴い、それぞれ以下の規定を整備する必要がある。

2 改正の内容

第18号	福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に関する規程	教育職員
第19号	福岡市立の学校に勤務する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程	学校事務職員 学校栄養職員
第20号	福岡市立の学校において環境整備等に関する業務に従事する職員の勤務時間等に関する規程	学校用務員
第21号	福岡市立の学校に勤務する調理業務員の勤務時間等に関する規程	調理業務員
第22号	福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則	事務局職員
第23号	単純な労務に雇用される職員の就業規則	学校用務員 調理業務員
<p>■早出遅出勤務、休憩時間及びフレックスタイム制関係</p> <p>➤早出遅出勤務についての規定を設ける。 以下の場合に早出遅出勤務が認められる。</p> <p>① 交通混雑緩和に資するための時差出勤（第22号及び第23号のみ） ※ 学校用務員及び調理業務員については、第20号及び第21号にて適用除外</p> <p>② 業務都合</p> <p>③ インターバル確保</p> <p>➤休憩時間の短縮に係る特例措置についての規定を設ける。（第22号及び第23号のみ）</p> <p>➤フレックスタイム制についての規定を設ける。（第23号のみ）</p> <p>■その他所要の規定の整備</p> <p>➤新たに規定を設けることに伴い、休憩時間及び勤務を要しない日に係る規定について、勤務時間に条に項として定めていたものを新たに条として規定する。</p> <p>➤条ずれ等に伴う規定の整備を行う。</p>		

3 施行期日

令和7年4月1日

付議案第 24 号

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、フレックスタイム制の導入に伴う規定の整備を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 47 年福岡市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項第 1 号ア中「規定する勤務を要しない日」の次に「若しくは勤務時間を割り振らない日」を加え、同項第 4 号ただし書及び第 5 号イ中「第 3 条第 8 項」を「第 3 条第 9 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和 47 年福岡市教育委員会規則第 6 号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第 1 条 （略）</p> <p>（支給の要件）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 条例第 7 条第 2 項に規定する心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度とは、同項各号の業務ごとに、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する業務</p> <p>ア 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「勤務条件条例」という。)第 3 条に規定する勤務を要しない日、同条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する休日(同条第 2 項の規定により勤務した日を除く。)又は同条第 3 項に規定する代休日(以下「勤務を要しない日等」という。)においては、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中 7 時間 45 分程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。</p> <p>イ その他の日においては、業務に従事した時間が、正規の勤務時間(福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に</p>	<p>第 1 条 （略）</p> <p>（支給の要件）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 条例第 7 条第 2 項に規定する心身に著しい負担を与えると委員会が認める程度とは、同項各号の業務ごとに、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 7 条第 2 項第 1 号に規定する業務</p> <p>ア 福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号。以下「勤務条件条例」という。)第 3 条に規定する勤務を要しない日<u>若しくは勤務時間を割り振らない日</u>、同条例第 3 条の 2 第 1 項に規定する休日(同条第 2 項の規定により勤務した日を除く。)又は同条第 3 項に規定する代休日(以下「勤務を要しない日等」という。)においては、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中 7 時間 45 分程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。</p> <p>イ その他の日においては、業務に従事した時間が、正規の勤務時間(福岡市立学校の教育職員の勤務時間等に</p>

現 行	改 正 案
<p>関する規程(平成3年福岡市教育委員会訓令第5号)第3条の規定により午前8時30分から午後5時までに割り振られた勤務時間をいう。第5号ウにおいて同じ。)に引き続き午後11時以後となり、若しくは午前2時前から午前8時以後となること又はこれらと同程度であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 条例第7条第2項第4号に規定する業務 その日において業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。ただし、勤務条件条例<u>第3条第8項</u>の規定により半日勤務時間を割り振ることをやめる日又は当該半日勤務時間を割り振る日においては、当該日に割り振られた勤務時間以外の時間において引き続き3時間程度でなければならない。</p> <p>(5) 条例第7条第2項第5号に規定する業務</p> <p>ア 勤務を要しない日等においては、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度又はこれと同程度であること。</p> <p>イ 勤務条件条例<u>第3条第8項</u>の規定により半日勤務時間を割り振ることをやめる日又は当該半日勤務時間を割り振る日においては、業務に従事した時間が当該日に割り振られた勤務時間に引き続き午後8時以後となること又はこれと同程度であるこ</p>	<p>関する規程(平成3年福岡市教育委員会訓令第5号)第3条の規定により午前8時30分から午後5時までに割り振られた勤務時間をいう。第5号ウにおいて同じ。)に引き続き午後11時以後となり、若しくは午前2時前から午前8時以後となること又はこれらと同程度であること。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 条例第7条第2項第4号に規定する業務 その日において業務に従事した時間が引き続き3時間程度であること。ただし、勤務条件条例<u>第3条第9項</u>の規定により半日勤務時間を割り振ることをやめる日又は当該半日勤務時間を割り振る日においては、当該日に割り振られた勤務時間以外の時間において引き続き3時間程度でなければならない。</p> <p>(5) 条例第7条第2項第5号に規定する業務</p> <p>ア 勤務を要しない日等においては、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度又はこれと同程度であること。</p> <p>イ 勤務条件条例<u>第3条第9項</u>の規定により半日勤務時間を割り振ることをやめる日又は当該半日勤務時間を割り振る日においては、業務に従事した時間が当該日に割り振られた勤務時間に引き続き午後8時以後となること又はこれと同程度であるこ</p>

現 行	改 正 案
<p>と。</p> <p>ウ その他の日においては、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き午後8時以後となること又はこれと同程度であること。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>	<p>と。</p> <p>ウ その他の日においては、業務に従事した時間が正規の勤務時間に引き続き午後8時以後となること又はこれと同程度であること。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>第3条～第7条 (略)</p>

福岡市立学校の教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

1 改正の理由

フレックスタイム制の導入に伴う規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 勤務時間を割り振らない日の取扱いについて

教育職員に支給される特殊勤務手当において、フレックスタイム制の導入によって新たに定められた「勤務時間を割り振らない日」を「勤務を要しない日等」と同様の取扱いとする。

※「勤務時間を割り振らない日」・・・フレックスタイム制の活用により勤務しないこととなる日

※「勤務を要しない日等」・・・勤務を要しない日、国民の祝日、代休日など

(2) その他の事項

その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

付議案第 25 号

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の臨時特例に関する規則を
廃止する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会
教育長 石橋 正信

理由

本件は、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成 3 年福岡市教育委員会規則第 2 号）の一部改正に伴い、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の臨時特例に関する規則（昭和 50 年福岡市教育委員会規則第 18 号）を廃止する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の臨時特例に関する規則を
廃止する規則

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の臨時特例に関する規則（昭和 50 年福岡市教育委員会規則第 18 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付議案第 26 号

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の臨時特例に関する規程の廃止案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、通勤時間帯における交通混雑に対処するための勤務時間の特例について、早出遅出勤務の要件に追加し、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成 3 年福岡市教育委員会規則第 2 号）に規定することに伴い、特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の臨時特例に関する規程（昭和 50 年福岡市教育委員会訓令第 4 号）を廃止する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の臨時特例に関する規程の廃止

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の臨時特例に関する規程（昭和 50 年福岡市教育委員会訓令第 4 号）は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。

福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の臨時特例に関する規則等の廃止案（概要）

1 廃止の理由

通勤時間帯における交通混雑に対処するための勤務時間の特例について、早出遅出勤務の要件に追加し、福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則（平成3年福岡市教育委員会規則第2号）等に規定することに伴い、「福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の臨時特例に関する規則」及び「特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の臨時特例に関する規程」を廃止する必要がある。

【参考】福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則改正案（令和7年4月1日施行予定）

新
<p>第1条 略 （勤務時間）</p> <p>第2条 勤務時間は、午前8時45分から午後5時30分までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、教育長が別に定める。</p> <p><u>(1) 通勤時間帯における交通混雑に対処する場合</u></p> <p>(2) 業務の都合による場合</p> <p>(3) 職員の疲労を回復する必要がある場合</p> <p>以下略</p>

2 施行期日

令和7年4月1日

付議案第 27 号

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部
改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

業務内容を考慮した勤務時間の設定及びフレックスタイム制の導入による早出遅出勤務に係る規定の整備に伴い、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部
改正

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表用地・建替計画課の部を削り、同表埋蔵文化財センターの項を次のように改める。

埋蔵文化財センター	所長	4	38時間 45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	4 週間を通じ 8 日とする。	勤務を命ずる。
				B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで			

別表備考中第 3 項を削る。

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程(平成3年福岡市教育委員会訓令第2号)の一部改正案 新旧対照表

現 行							
第1条～第5条 略							
別表							
特殊勤務職員	1週間の正規の勤務時間		勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	休日	
	週数	時間数					
(略)							
<u>用地・建替計画課</u>	<u>全職員</u>	<u>4</u>	<u>38時間45分</u>	A <u>午前8時45分から午後5時30分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>	<u>日曜日及び土曜日とする。</u>	
				B <u>午前9時15分から午後6時まで</u>			
				C <u>午後1時から午後9時30分まで</u>			
(略)							
<u>埋蔵文化財センター</u>	<u>所長</u>	<u>4</u>	<u>38時間45分</u>	<u>午前8時45分から午後5時30分まで</u>	<u>勤務時間の途中において1時間を与える。</u>	<u>4週間を通じ8日とする。</u>	<u>勤務を命ずる。</u>
(略)							

改 正 案

第1条～第5条 略
別表

特殊勤務職員	1週間の正規の勤務時間		勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	休日
	週数	時間数				
(略)						
(削る)						
(略)						
埋蔵文化財センター 所長	4	38時間45分	A	午前8時45分から午後5時30分まで	勤務時間の途中において1時間を与える。	4週間を通じ8日とする。勤務を命ずる。
			B	<u>午前9時15分から午後6時まで</u>		
(略)						

現 行	改 正 案
<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>その他の項に定める職員の勤務時間</u> <u>については、当分の間、福岡市教育委</u> <u>員会職員の勤務時間等に関する規則等</u> <u>の臨時特例に関する規則(昭和50年福</u> <u>岡市教育委員会規則第18号)第2条の</u> <u>規定を準用する。</u></p>	<p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(削る)</u></p>

特殊な勤務に従事する福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

業務内容を考慮した新たな勤務時間を設ける必要があるため。

2 改正の内容

(1) 用地・建替計画課について

西都地区新設小学校整備事業における地権者交渉（用地買収）のため勤務時間を設定していたが、当該業務が完了したことに伴い、用地・建替計画課の職員が特殊な勤務に従事する必要がなくなったため、用地・建替計画課に係る規定を削除する。

(2) 埋蔵文化財センターについて

施設管理運営上、業務対応が必要となるため、新たな勤務時間を追加する。

特殊勤務職員		1週間の正規の勤務時間		勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	休日
		週数	時間数				
埋蔵文化財センター	所長	4	38 時間 45 分	A 午前8時45分から 午後5時30分まで	勤務時間の途中において45分を与える。	4週間を通じ8日とする。	勤務を命ずる。
				B <u>午前9時15分から</u> <u>午後6時まで</u>			

(3) 規則廃止に伴う改正について

「福岡市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の臨時特例に関する規則」が廃止されることに伴い、別表中一部の職員の勤務時間について、当該規則の規定を準用するとしている規定を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日

付議案第 28 号

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(昭和 26 年福岡市条例第 55 号)の一部改正に伴い、福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程について所要の改正を行う必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成 6 年福岡市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 条、第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項中「第 3 条第 8 項」を「第 3 条第 9 項」に改める。

第 5 条の見出しを「(命令簿)」に改め、同条第 1 項中「第 3 条第 8 項」を「第 3 条第 9 項」に改め、同条第 2 項中「事後に」を「、事後に」に改める。

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成6年福岡市教育委員会訓令第6号）の一部改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福岡市教育委員会の任命に係る職員の勤務を要しない日の振替等（福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「条例」という。）<u>第3条第8項</u>の規定に基づき、勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は勤務日のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命じる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）及び条例第3条の2第2項の規定に基づき、勤務日に割り振られた勤務時間を休日に、当該休日に割り振られた勤務時間を当該勤務日にそれぞれ割り振ったうえ、当該勤務日に新たに割り振られた勤務時間において勤務することを免除するとともに、当該休日に新たに割り振られた勤務時間に勤務させることをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、福岡市教育委員会の任命に係る職員の勤務を要しない日の振替等（福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年福岡市条例第55号。以下「条例」という。）<u>第3条第9項</u>の規定に基づき、勤務日を勤務を要しない日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命じる必要がある日に割り振り、又は勤務日のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命じる必要がある日に割り振ること（以下「半日勤務時間の割振り変更」という。）及び条例第3条の2第2項の規定に基づき、勤務日に割り振られた勤務時間を休日に、当該休日に割り振られた勤務時間を当該勤務日にそれぞれ割り振ったうえ、当該勤務日に新たに割り振られた勤務時間において勤務することを免除するとともに、当該休日に新たに割り振られた勤務時間に勤務させることをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p>

現 行	改 正 案
<p>(期間)</p> <p>第3条 条例第3条第8項の任命権者が定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 勤務を要しない日が、日曜日及び土曜日と定められている職員（福岡市立の学校に勤務する教育職員（以下「教育職員」という。）を除く。） 条例第3条第8項の勤務することを命じる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間</p> <p>(2) 勤務を要しない日が、日曜日及び土曜日と定められている職員（教育職員に限る。） 条例第3条第8項の勤務することを命じる必要がある日を起算日とする8週間前の日から当該勤務することを命じる必要がある日を起算日とする16週間後の日までの期間</p> <p>(3) その他の職員 条例第3条第8項の勤務することを命じる必要がある日が属する正規の勤務時間を割り振る際の単位となる期間</p> <p>2 略</p> <p>(半日勤務時間)</p> <p>第4条 条例第3条第8項の任命権者が定める勤務時間は、4時間（任命権者が特に認める場合にあつては、3時間</p>	<p>(期間)</p> <p>第3条 条例第3条第9項の任命権者が定める期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 勤務を要しない日が、日曜日及び土曜日と定められている職員（福岡市立の学校に勤務する教育職員（以下「教育職員」という。）を除く。） 条例第3条第9項の勤務することを命じる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命じる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間</p> <p>(2) 勤務を要しない日が、日曜日及び土曜日と定められている職員（教育職員に限る。） 条例第3条第9項の勤務することを命じる必要がある日を起算日とする8週間前の日から当該勤務することを命じる必要がある日を起算日とする16週間後の日までの期間</p> <p>(3) その他の職員 条例第3条第9項の勤務することを命じる必要がある日が属する正規の勤務時間を割り振る際の単位となる期間</p> <p>2 略</p> <p>(半日勤務時間)</p> <p>第4条 条例第3条第9項の任命権者が定める勤務時間は、4時間（任命権者が特に認める場合にあつては、3時間</p>

現 行	改 正 案
<p>45分) とする。</p> <p>2 略</p> <p><u>(命令簿等)</u></p> <p>第5条 所属長は、職員を、<u>条例第3条第8項</u>の規定により勤務を要しない日に勤務させるとき又は条例第3条の2第2項の規定により休日に勤務させるときは、庶務管理システム（職員のサービスの管理及び給与の支給等に関する事務の処理等を行う電子情報処理システムであって、総務企画局人事部人事課長が管理するものをいう。）又は教職員庶務事務システム（教職員のサービスの管理及び給与の支給等に関する事務の処理等を行う電子情報処理システムであって、教育委員会職員部労務・給与課長が管理するものをいう。）（以下「各システム」という。）を利用できる職員にあっては各システムにより、各システムを利用できない職員にあっては勤務を要しない日の振替等命令簿（別記様式。以下「命令簿」という。）により、あらかじめ勤務することを命じなければならない。ただし、緊急やむを得ない公務の必要がある場合等これにより難しい場合は、この限りでない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定により勤務することを命じたときは、各システムを利用できる職員にあっては各システムにより、各システムを利用できない職</p>	<p>45分) とする。</p> <p>2 略</p> <p><u>(命令簿)</u></p> <p>第5条 所属長は、職員を、<u>条例第3条第9項</u>の規定により勤務を要しない日に勤務させるとき又は条例第3条の2第2項の規定により休日に勤務させるときは、庶務管理システム（職員のサービスの管理及び給与の支給等に関する事務の処理等を行う電子情報処理システムであって、総務企画局人事部人事課長が管理するものをいう。）又は教職員庶務事務システム（教職員のサービスの管理及び給与の支給等に関する事務の処理等を行う電子情報処理システムであって、教育委員会職員部労務・給与課長が管理するものをいう。）（以下「各システム」という。）を利用できる職員にあっては各システムにより、各システムを利用できない職員にあっては勤務を要しない日の振替等命令簿（別記様式。以下「命令簿」という。）により、あらかじめ勤務することを命じなければならない。ただし、緊急やむを得ない公務の必要がある場合等これにより難しい場合は、この限りでない。</p> <p>2 所属長は、前項の規定により勤務することを命じたときは、各システムを利用できる職員にあっては各システムにより、各システムを利用できない職</p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="277 293 790 383">員にあつては命令簿により<u>事後に確認</u>しなければならない。</p> <p data-bbox="248 456 336 490">以下略</p>	<p data-bbox="847 293 1359 383">員にあつては命令簿により、<u>事後に確認</u>しなければならない。</p> <p data-bbox="820 456 908 490">以下略</p>

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正案（概要）

1 改正の理由

福岡市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例（昭和26年条例第55号）（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため。

2 改正の内容

フレックスタイム制に係る規定が新しく制定され、条例中勤務を要しない日に係る規定が「第3条第8項」から「第3条第9項」に改正されることに伴う所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

付議案第 29 号

福岡市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年福岡市規則第 5 号）の一部改正に伴い、福岡市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則について所要の改正を行う必要があることから、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表介護休暇等の取扱いに関する規程（平成 6 年福岡市達甲第 11 号）の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(準用規定)</p> <p>第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年福岡市規則第5号)の規定を準用する。この場合において、同規則中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	
法第22条の2第1項第1号に掲げる職員	福岡市教育委員会の任命に係る地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員
法第22条の2第1項第2号に掲げる職員	福岡市教育委員会の任命に係る法第22条の2第1項第2号に掲げる職員
総務企画局長	教育長
市長	教育委員会
福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)第22条の5第8項又は第22条の6第8項	福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)第22条の5第8項又は第22条の6第8項(市立学校に勤務する会計年度任用職員にあっては、福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)第11条第1項)
<u>介護休暇等の取扱いに関する規程(平成6年福岡市達甲第11号)</u>	<u>福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程(平成6年福岡市教育委員会訓令第9号)</u>
休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程(昭和28年福岡市達甲第10号)	福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程(昭和29年福岡市教育委員会訓令第3号)

改 正 案

(趣旨)

第1条 略

(準用規定)

第2条 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年福岡市規則第5号)の規定を準用する。この場合において、同規則中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

法第22条の2第1項第1号に掲げる職員	福岡市教育委員会の任命に係る地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号に掲げる職員
法第22条の2第1項第2号に掲げる職員	福岡市教育委員会の任命に係る法第22条の2第1項第2号に掲げる職員
総務企画局長	教育長
市長	教育委員会
福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)第22条の5第8項又は第22条の6第8項	福岡市職員の給与に関する条例(昭和26年福岡市条例第18号)第22条の5第8項又は第22条の6第8項(市立学校に勤務する会計年度任用職員にあっては、福岡市立学校職員の給与に関する条例(昭和29年福岡市条例第12号)第11条第1項)
休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程(昭和28年福岡市達甲第10号)	福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程(昭和29年福岡市教育委員会訓令第3号)

福岡市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案（概要）

1 改正の理由

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年福岡市規則第5号)(以下、「規則」という。)一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため。

2 改正の内容

会計年度任用職員の介護時間に関する取扱いについて、規則においては市長事務部局規則の規定を準用することとし、読替規定を設けていたが、準用元の規定が改正され、当該規定に係る読替規定が不要となったもの。

3 施行期日

公布日

付議案第 30 号

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、人事委員会の報告等に鑑み、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大に伴う規定の整備を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成 4 年福岡市教育委員会規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 7 条の 2 第 3 項第 1 号」を「第 7 条の 2 第 3 項」に改める。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

第 5 条 次に掲げる場合には、条例第 7 条の 2 第 2 項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第 1 項の勤務とみなす。

(1) 条例第 7 条の 2 第 1 項の勤務をした後、引き続いて同条第 2 項の勤務をした場合

(2) 条例第 7 条の 2 第 2 項の勤務をした後、引き続いて同条第 1 項の勤務をした場合

附則第 2 項中「第 4 条第 1 項」を「第 4 条」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年福岡市教育委員会規則第6号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 条例第7条の2第3項第1号の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が8時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 条例第7条の2第1項の教育委員会規則で定める勤務をした後、引き続いて同条第2項の規定による勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当は、支給しない。</p> <p>第5条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（条例附則第5項の規定の適用を受</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 <u>条例第7条の2第3項</u>の教育委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が8時間を超える場合の勤務とする。</p> <p>第4条（略）</p> <p><u>（削る）</u></p> <p><u>第5条 次に掲げる場合には、条例第7条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。</u></p> <p><u>（1） 条例第7条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合</u></p> <p><u>（2） 条例第7条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合</u></p> <p>第6条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（条例附則第5項の規定の適用を受</p>

現 行	改 正 案
<p>ける教育職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 条例附則第5項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条第1項及び<u>第4条第1項</u>の規定の適用については、当分の間、第3条第1項本文中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項ただし書中「それぞれの額」とあるのは「当該100分の70を乗じて得た額」と、<u>第4条第1項</u>中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p>	<p>ける教育職員の管理職員特別勤務手当の額)</p> <p>2 条例附則第5項の規定の適用を受ける教育職員に対する第3条第1項及び<u>第4条</u>の規定の適用については、当分の間、第3条第1項本文中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項ただし書中「それぞれの額」とあるのは「当該100分の70を乗じて得た額」と、<u>第4条</u>中「準じる額」とあるのは「準じる額にそれぞれ100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。</p>

福岡市立学校の教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

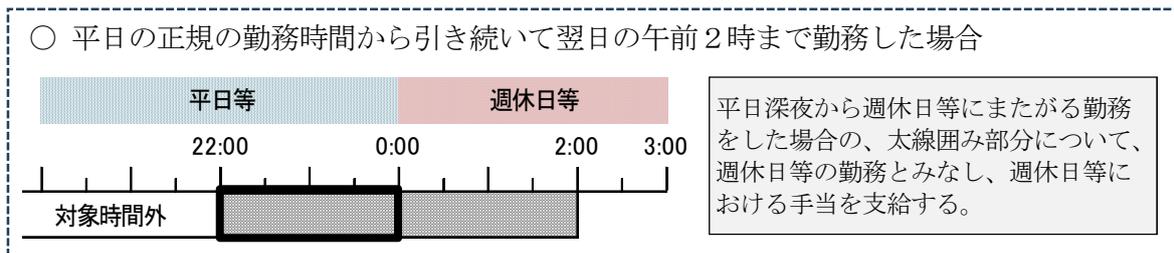
1 改正の理由

人事委員会の報告等に鑑み、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大に伴う規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 平日深夜と週休日等にまたがる勤務をした場合の取扱いについて

管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大（午前0時～午前5時→午後10時～午前5時）に伴い、平日深夜と週休日等にまたがる勤務をした場合、平日深夜の勤務を週休日等の勤務とみなし、週休日等における手当を支給する。



(2) その他の事項

その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日

付議案第 31 号

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、職務の特殊性並びに国及び他の地方公共団体の状況に鑑み、災害対策業務手当の額を改定する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則(平成 5 年福岡市教育委員会規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「350 円」を「1,080 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、第 1 項の業務が、教育長が著しく危険であると認める区域で行われた場合の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 2,160 円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前において、この規則による改正前の福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の規定により支給事由の生じた災害対策業務手当の支給については、なお従前の例による。

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（平成5年福岡市教育委員会規則第4号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（災害対策業務手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき <u>350円</u>とする。</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（災害対策業務手当）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき <u>1,080円</u>とする。</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、第1項の業務が、教育長が著しく危険であると認める区域で行われた場合の手当の額は、業務に従事した日1日につき <u>2,160円</u>とする。</u></p>
<p>第7条～第11条（略）</p>	<p>第7条～第11条（略）</p>

福岡市教育委員会の任命に係る単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

1 改正の理由

職務の特殊性並びに国及び他の地方公共団体の状況等に鑑み、災害対策業務手当の額を改定する必要がある。

2 改正の内容

災害対策業務手当について、市長事務部局と同様に国家公務員に支給される同種の手当に準じた額に改めるもの。

〔 350円/日 → 1,080円/日
※ 教育長が著しく危険であると認める区域で行われた場合 2,160円/日 〕

3 施行期日等（附則）

令和7年4月1日

付議案第 32 号

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

理由

本件は、教育職員のフルタイム会計年度任用職員の職の設置状況及び他都市の会計年度任用職員の給料表の規定方法等を踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び給料の調整額定額表の規定方法を改める必要があるので、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「給料表は」を「給料表の種類は、条例に掲げるもののうち」に、「それぞれ当該給料表に定めるところによる」を「他の職員（条例第 11 条の 5 第 3 項に規定する他の職員をいう。以下同じ。）の例による」に改め、同項第 1 号から第 3 号までを次のように改める。

- (1) 教育職給料表(1)
- (2) 教育職給料表(3)
- (3) 教育職給料表(4)

第 2 条第 3 項中「する」を「し、職務の級は、他の職員の例による」に改め、同条第 7 項中「(条例第 11 条の 5 第 3 項に規定する他の職員をいう。以下同じ。)」を削る。

第3条第1項中「別表第2 給料の調整額定額表区分の欄に掲げる職員」を「前条第3項各号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの」に、「同項」を「条例第11条の5第4項」に、「同欄に掲げる職員ごとに、それぞれ同表の給料の調整額の欄に定める額とする」を「他の職員の例による」に改める。

第5条第1項中「別表第2 給料の調整額定額表区分の欄に掲げる職員」を「第2条第3項各号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるもの」に、「同項」を「条例第11条の6第5項」に、「同欄に掲げる職員ごとに、それぞれ同表の給料の調整額の欄に定める額」を「第3条に規定するフルタイム会計年度任用職員の給料の調整額決定の例により得られる額」に改める。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 フルタイム会計年度任用職員（条例第2条第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）のうち助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手その他これらに準ずると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるもの（以下この条において「教育職員」という。）の<u>給料表は、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>給料表(1)(別表第1 1)</u></p> <p>(2) <u>給料表(3)(別表第1 2)</u></p> <p>(3) <u>給料表(4)(別表第1 3)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 前各項の規定により決定する場合のフルタイム会計年度任用職員（第6条第1項に規定する者を除く。）の給料が、他の職員（<u>条例第11条の5第3項に規定する他の職員をいう。以下同じ。</u>）の給料との均衡を失すると認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その職務の内容等に応じ、委員会が市長の承認を得て別に給料を定めることができる。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 フルタイム会計年度任用職員（条例第2条第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）のうち助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手その他これらに準ずると教育委員会（以下「委員会」という。）が認めるもの（以下この条において「教育職員」という。）の<u>給料表の種類は、条例に掲げるもののうち、次のとおりとし、各給料表の適用範囲は、他の職員（条例第11条の5第3項に規定する他の職員をいう。以下同じ。）の例による。</u></p> <p>(1) <u>教育職給料表(1)</u></p> <p>(2) <u>教育職給料表(3)</u></p> <p>(3) <u>教育職給料表(4)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育職員の職務は、次に掲げるとおりとし、<u>職務の級は、他の職員の例による。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 前各項の規定により決定する場合のフルタイム会計年度任用職員（第6条第1項に規定する者を除く。）の給料が、他の職員の給料との均衡を失すると認められるときは、前各項の規定にかかわらず、その職務の内容等に応じ、委員会が市長の承認を得て別に給料を定めることができる。</p>

現 行	改 正 案
<p>第3条 条例第11条の5第4項のフルタイム会計年度任用職員のうち教育委員会規則で定めるものは、<u>別表第2 給料の調整額定額表区分の欄に掲げる職員</u>とし、<u>同項に規定する教育委員会規則で定める給料の調整額の額は、同欄に掲げる職員ごとに、それぞれ同表の給料の調整額の欄に定める額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 条例第11条の6第5項のパートタイム会計年度任用職員のうち教育委員会規則で定めるものは、<u>別表第2 給料の調整額定額表区分の欄に掲げる職員</u>とし、<u>同項に規定する教育委員会で定める調整額に相当する報酬の額は、同欄に掲げる職員ごとに、それぞれ同表の給料の調整額の欄に定める額を基に、前条に規定する基本報酬の算出方法の例により算出した額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>第3条 条例第11条の5第4項のフルタイム会計年度任用職員のうち教育委員会規則で定めるものは、<u>前条第3項各号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるものとし、条例第11条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める給料の調整額の額は、他の職員の例による。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 条例第11条の6第5項のパートタイム会計年度任用職員のうち教育委員会規則で定めるものは、<u>第2条第3項各号に掲げる職務に従事する職員のうち教育長が定めるものとし、条例第11条の6第5項に規定する教育委員会で定める調整額に相当する報酬の額は、第3条に規定するフルタイム会計年度任用職員の給料の調整額決定の例により得られる額を基に、前条に規定する基本報酬の算出方法の例により算出した額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>

現 行		改 正 案	
<u>別表第 1</u>		<u>別表第 1</u> <u>削る</u>	
<u>1 給料表(1)</u>			
	A	B	
号 給	給料月額	給料月額	
	円	円	
1	177,200	314,100	
2	178,700	315,100	
3	180,300	316,100	
4	181,800	317,100	
5	183,400	318,100	
6	185,300	318,700	
7	187,100	319,300	
8	189,000	319,900	
9	190,700	320,500	
10	192,800	321,000	
11	194,800	321,500	
12	196,800	322,000	
13	198,800	322,600	
14	200,900	323,200	
15	203,000	323,800	
16	205,100	324,400	
17	207,300	324,900	
18	209,400	325,500	
19	211,600	326,100	
20	213,500	326,700	
21	215,700	327,100	
22	217,300	327,600	
23	218,800	328,100	
24	220,300	328,600	
25		329,000	
26		329,400	
27		329,800	
28		330,200	
29		330,600	
30		331,000	
31		331,400	
備考 この表のうち、Aは第2条第3項第1号に掲げる職務に従事する職員に適用し、Bは同項第2号に掲げる職務に従事する職員に適用する。			

現 行		改 正 案
<u>2 給料表(3)</u>		
号 給	給料月額	
	円	
1	255,500	
2	256,700	
3	258,000	
4	259,100	
5	260,300	
6	261,600	
7	262,600	
8	263,700	
9	264,400	
10	265,400	
備考 この表は、第2条第3項第3号に掲げる職務に従事する職員に適用する。		

3 給料表(4)

号 給	給料月額
	円
1	256,400
2	257,400
3	258,500
4	259,900
5	260,900
6	261,900
7	262,900
8	263,900
9	264,900
10	265,900

備考 この表は、第
2条第3項第4
号に掲げる職務
に従事する職員
に適用する。

現 行		改 正 案	
別表第2 給料の調整額定額表		別表第2 削る	
区 分	給 料 の 調 整 額		
第2条第3項第1号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの	9,000円。ただし、	1号給	7,974円
		2号給	8,041円
		3号給	8,113円
		4号給	8,181円
		5号給	8,253円
		6号給	8,338円
		7号給	8,419円
		8号給	8,505円
		9号給	8,581円
		10号給	8,676円
		11号給	8,766円
		12号給	8,856円
		13号給	8,946円
第2条第3項第2号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの			9,000円
第2条第3項第3号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの			9,000円
第2条第3項第4号 に掲げる職務に従事 する職員のうち教育 長が定めるもの			8,500円

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案（概要）

1 改正の理由

教育職員の会計年度職員にかかる給料表等の規定方法について、本市人事委員会から見直すよう意見がなされたため、教育職員のフルタイム会計年度任用職員の職の設置状況及び他都市の規定方法を踏まえ、会計年度任用職員の給料表及び給料の調整額定額表の規定方法を改める必要がある。

2 改正の内容

教育職員のフルタイム会計年度任用職員にかかる独自給料表及び給料の調整額定額表を削除し、パートタイム会計年度任用職員に適用する給料表及び職務の級等を定めることとし、所要の規定の整備を行うもの。

※ 給料の調整額は、職務内容や勤務条件が、他の職に比べ著しく特殊な職に対し、その特殊性に応じ調整給として支給するものであり、特別支援学校に勤務する職員や小中高の特別支援学級等を担当する職員に対して支給するものである。

3 施行期日

令和7年4月1日